平成２７年（フ）第１１２６号
大阪府寝屋川市上神田１丁目31番５―308号
債務者　森下　乙女
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１３２号
大阪府茨木市橋の内２丁目３番３号の11　サンワ36マンション101号
債務者　矢野　英明
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０号
北海道赤平市平岸新光町６丁目１番地
債務者　村中　富子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
北海道赤平市茂尻元町南４丁目１番地
債務者　品川　怜大
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
北海道赤平市茂尻元町南４丁目１番地
債務者　品川理恵子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第４号
北海道名寄市東４条南５丁目17番地２
債務者　畑　　敏夫
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第５号
北海道名寄市西11条南９丁目48番地80
債務者　丸谷　生子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第１３号
新潟県新発田市本町１丁目13番２号　第２コーポ井上10
債務者　熊倉　啓人
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１５号
山口県宇部市大字東岐波5463番地１キャッスルＫＩＷＡ　Ｂ棟203号
債務者　田中　智子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２０９２号
愛知県半田市出口町２丁目177番地の２
債務者　竹内　善良
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５２号
名古屋市北区長喜町３丁目19番地　名北ビル305号
債務者　川本　健二
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４号
熊本県玉名市山田173番地１、前住所三重県多気郡大台町薗1281番地３
債務者　中西真希子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第４７号
沖縄県那覇市字国場1179番地２　ココアパート207
債務者　謝花　　雪
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５７号
那覇市泉崎１丁目19番６号　エステート泉崎403
債務者　安永　伴吾
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３４５号
北海道富良野市瑞穂町５番25号
債務者　岩渕　藍里（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午後４時
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８号
北海道旭川市末広東１条２丁目３番２号　ハイフィルド102号
債務者　福島ちえみ
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７９号
北海道旭川市永山６条９丁目２番８号　グランドハイツ６．９―103号室
債務者　岩尾　恵美
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部